

新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく「緊急事態宣言」を指定都市10市を包含する7都府県に対し発出するとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）を閣議決定した。さらに、4月16日には、特措法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大するとともに、13都道府県を「特定警戒都道府県」に位置付けた。

全国20の指定都市は、我が国の人口の約2割が居住し、産業・医療機関も集積する圏域の中核都市として、感染拡大の防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、我が国全体の産業経済において果たす役割も大きい。

この国家的な危機に当たり、大企業、中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主等の事業活動の継続を強力に支えるとともに、雇用と国民の生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、指定都市市長会は、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染の早期収束に向け取り組んでいく所存である。

については、国民の命と健康を守り、安心を与え、国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑えるため、以下の点について緊急に要請する。

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等

(1) 緊急経済対策では、感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を早急に整備することとされている。医療現場の機能を維持していくため、感染者が急増した場合の広域的な移送体制の整備や医療従事者の確保も含め、都道府県の枠にとどまらない広域的・総合的な医療提供体制の確保を検討すること。

(2) 医療用マスクやガウン、手袋、フェイスガード、人工呼吸器等の医療用資器材について、既存の企業への支援はもとより、一時的な規制緩和等の措置により新規で製造を開始する企業を新たに募るなど、国内での生産・増産体制の整備に向けて早急に取り組み、医療機関に対して必要な数量を速やかに配布できること。

また、マスクや消毒液、非接触型体温計などの感染拡大防止資器材については、老人福祉施設、介護施設、障害者福祉施設、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、児童福祉施設、学校施設、放課後児童クラブ、インフラ維持等の担い手及び緊急搬送を担う救急隊等に対して必要な数量を速やかに配布できるようにするとともに、すでに感染症対策として活用済の災

害用備蓄品の補充について、供給体制の確保に取り組むこと。

- (3) 新たに創設される「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」は、各都道府県が感染拡大防止策や医療提供体制の整備について、地域の感染状況等の実情に応じて必要とする対応を柔軟かつ機動的に実行できるよう措置されるものであるが、大都市圏は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」にあるとおり、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえ、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、「特定警戒都道府県」か否かに関わらず、まん延防止のための対策に必要な額を全額確保すること。

特に、感染拡大防止や医療提供体制の整備には、保健所が大きな役割を果たすことを踏まえ、指定都市等の保健所設置自治体が感染拡大防止に必要な施策を確実に実施できるよう重点的に配分するとともに、既に着手済みの事業も対象とするなど、交付対象事業の要件を極力緩和すること。また、緊急的な対応を迅速に行う観点から、指定都市については直接交付の対象となること。

加えて、特別交付税を含め必要な資金を早期に交付するなど、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずること。

- (4) 感染拡大に伴い、保健所の体制強化が必要であることから、各指定都市において、国の財政措置等の活用や他部署の職員を動員するなどして取り組んでいるが、より一層の人的・財政的支援を行うこと。
- (5) 感染拡大防止に向けては、患者の早期発見が重要であるため、P C R検査機器の配備や検査試薬の十分な確保等により検疫・検査体制を強化し、必要な検査をより積極的に実施できるようにすること。また、無症状病原体保有者及び軽症者の受け入れ可能な施設を、既存の宿泊施設等も活用し早急に整備するとともに、地方自治体が受け入れ可能施設を確保する場合には、必要な経費を全額負担すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症患者の治療は、感染予防策などにより、医療従事者の負担が大きく、受入病院は、院内他部門から看護師等の人的応援で対応している。そのため、不急の手術の延期や他の診療機能の低下など、病院経営や地域医療に多大な影響が出ていることから、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関に対して、臨時的な診療報酬の取扱いに加えて、早急に必要な財政的支援を行うこと。

また、病棟単位で新たに陽性患者の受け入れを行う病院については、院内感染を防ぐための病棟改修や備品整備などが必要であるため、必要な経費を全額負担すること。また、改修に係る医療法上の手続を簡素化すること。

- (7) 新型コロナウイルス治療薬及びワクチンの開発については、国のリーダー

シップの下、我が国の総力を結集するとともに、国際的な協力体制を早急に構築し、今日の事態の正常化を一日も早く実現すること。

(8) 感染拡大防止策を検討する際には、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあるなど感染リスクの高い指定都市の意見を聞いた上で状況を十分把握し、対策を講ずること。特に、緊急事態宣言の対象区域の指定や緊急事態宣言後の様々な対策を実施するにあたっては、その影響度に鑑み、指定都市にも迅速に情報提供を行うとともに、指定都市の意見にも配慮すること。

2 雇用の維持と事業の継続

(1) 地域経済等への影響を最小限に食い止めるため、次のとおり、中小企業等に対する支援策を講ずること。

ア 事業活動やイベント等の開催の自粛の要請等により休業や公演を中止した中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主や文化芸術を担う芸術家、スポーツ施設や文化施設、M I C E 施設を運営する団体、公益事業活動を行うN P O 法人等の全ての事業者に対し、休業等に伴う臨時的な損失補償制度や新たな経営支援制度を創設するなど、雇用の維持と事業の継続を支援するために必要な対策をスピード感をもって講ずること。また、事業活動やイベント等の開催の自粛要請について、判断基準を明確に示すこと。

イ 外出自粛の要請等に伴い、公共交通機関利用者は著しく減少しており、路線バスを中心に経営状況の悪化や運行本数の維持が困難となるなど、公共交通全般に広く影響が生じている。国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策を積極的に講ずること。

ウ 世界的な物流の停滞が見られる中で、国民生活や経済活動等を根幹的に支える港湾等の物流機能を確保するため、特措法において事業の継続が求められている物流関係事業者等への支援策を積極的に講ずること。

エ 都道府県の制度融資を対象に、新たに行う保証料補助及び利子補給について、保証料補助の対象となる融資上限 3,000 万円の引上げや民間金融機関を活用した融資の更なる拡充等、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の資金調達コストの更なる軽減を図ること。また、指定都市における制度融資についても、都道府県の制度と同様の取り扱いをすること。

オ 新たに新設される「持続化給付金（仮称）」について、対象となる事業者等への支給を直ちに行うことができるよう、事務を担う委託業者を早急に決定し、苦境にある事業者等に対して、制度の内容が確実に伝わるよ

う事前の周知を徹底とともに、事務手続の簡素化等を講ずること。
力 雇用調整助成金について、日限上限を引き上げるとともに、対象となる事業者等への助成が直ちに行われるよう、事務手続の簡素化や窓口相談体制の強化を講ずること。

- (2) 現在検討されている所得制限を設けずに国民1人当たり現金10万円を一律に給付することについては、国民生活に多大な影響が生じている状況を踏まえ、国民への給付を直ちに行うことができるよう、給付方法を含めた制度の詳細を早急に決定し示すとともに、給付に要する経費については、全額国費で負担すること。
- (3) 緊急経済対策で示された「生活に困っている世帯や個人への支援」について、内容が多岐にわたることから、事務手続の簡素化も踏まえた上で、各支援策の詳細を早期に地方自治体に示すとともに、国民への徹底的な周知を行うこと。

また、緊急経済対策により支給対象が拡充された住居確保給付金及びその支給事務（自立相談にかかる経費を含む）に要する経費について、全額国費で負担すること。

特に、家計急変による就学援助の認定数の大幅な増加等が見込まれるため、要保護者等はもとより、各指定都市が単独で実施している準要保護者に係る支援についても補助対象とすること。

- (4) 「子育て世帯への臨時特別給付金」について、現行の児童手当の運用方法を最大限活用し、対象者に対して申請不要で支給する等、迅速な支給のために事務の簡素化を徹底すること。
- (5) 公共施設の休止やイベントの中止等によって、指定管理者等の事業収入の減少や従業員の賃金補填、イベント主催者等への返金等が発生した場合、これに伴う地方自治体の負担について、財政措置を講ずること。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大による国民生活及び国民経済への影響を引き続き注視し、状況に応じて追加の支援策を迅速に講ずること。なお、支援策を講ずるに当たっては、地方自治体の財政負担や事務負担の軽減を図るとともに資金繰りへの対策を講ずること。

3 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

- (1) 臨時休業が長期となった場合、新たな教材の作成や配布、学習内容の放送・配信など、学力低下への対応や子どもの過ごし方対策のために実施される事業の経費について、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 児童生徒への端末の貸与、学校及び家庭でのネットワーク環境の確保、授業動画等の作成及び配信を可能にするシステムの整備等、児童生徒の遠隔

での学習を保障するため、必要な財政措置を講ずること。

また、ＩＣＴを活用し自宅に居ながら学べる環境等の実現を目指すため、ＧＩＧＡスクール構想により整備する学習者用端末についてＬＴＥ通信に対応する端末等を導入できるよう、端末整備に係る十分な補助単価の設定及びＬＴＥ通信（モバイルルータを含む）利用に係る月額使用料等について財政措置の対象とするなど、補助制度の拡充を図ること。

なお、財政措置に関しては、複数年の執行を可能にする制度設計とすること。特に、既に着手している整備事業に対する財政的支援については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い資材の調達が全国的に困難になる等当該整備事業の進捗に支障を来たしていることから、繰越を認める等の特例的措置を講ずること。

(3) 臨時休業が2か月以上にわたり、外出の自粛が要請されていることから、臨時休業明けの児童生徒の心のケアを図り、その心理的安定を確保とともに、要支援児童生徒について児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に必要な人的・財政的措置を行うこと。

(4) 修学旅行等の行事は学校徴収金（保護者負担）にて実施しており、令和2年度実施に向けた旅行業者等との契約準備事務は完了しているが、新型コロナウイルスの感染拡大により、中止や延期を検討せざるを得ない状況に至っている。学校現場においては、可能な限り中止や延期に伴う新たな負担が発生しないよう事業者との調整に努めているが、感染の広がりにより旅行業界もまた深刻な影響を受けている実情がある。

国において、学校の臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援は示されたが、キャンセル料が中心となっており、単価も極めて低額である。実態に見合った額に増額するとともに、延期に伴い新たに発生した費用も含め、今後中止や延期とするものについても、保護者、旅行業界双方の状況を踏まえ、早急に財政的支援策を講ずること。

(5) 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための学校休業など、子育て世帯に対し大きな負担と不安を与えていた現状がある。保護者の経済的負担を軽減し、不安を解消するための緊急的な措置として、小中学校の児童生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこととした学校設置者に対し、必要な財政措置を講ずること。

また、令和2年4月以降、学校設置者の独自の判断により、新型コロナウイルス感染症対策として学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行い、学校給食を休止する場合においても、学校給食費の返還等事業を補助対象とともに、地方自治体が独自に学校給食費の無償化など学校給食費の支援

事業を実施している場合においても、休止した学校給食費等に相当する経費について、引き続き補助の対象とし、全額を負担すること。

さらに、学校給食に対して給食物資の供給並びに給食調理業務を受託している事業者については、学校休業に伴い売上が激減している一方、給食再開等を踏まえた従業員の雇用継続に伴う人件費や膨大な食材の廃棄に伴う処分費等の負担が増加し、経営を圧迫する危機的な状況が見受けられることから、学校給食に関係する事業者に対しても必要な財政措置を講ずること。

4 地方自治体の取組等に対する財政支援の充実

- (1) 新たに創設される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」（以下「臨時交付金」という。）の更なる増額を図ること。
- (2) 臨時交付金の制度詳細や総額の積算根拠を早急に示すとともに、感染拡大防止と国民生活及び国民経済の維持に向け、各指定都市が地域の実情に応じて必要となる独自の施策を機動的に実施できるよう、「特定警戒都道府県」の位置付けや地方自治体の財政力に関わらず、必要な額を措置するとともに、交付対象事業の要件を最大限緩和するなど、柔軟な対応を行うこと。併せて、指定都市に対する交付限度額については、「特定警戒都道府県」の位置付けや地方自治体の財政力に関わらず、大都市部において感染が拡大し、社会・経済に大きな影響が生じていることに鑑み、十分に配慮すること。
また、交付手続の簡素化など、事業が迅速に開始できるような制度設計とすること。
- (3) 今後の感染拡大や収束の状況を踏まえ、感染拡大に伴い必要となる新たな対策や、収束後の地域経済活動の回復に向け、観光需要を喚起するための観光事業への助成、地域で活用可能なプレミアム付商品券の発行等の事業について、改めて必要な財政措置を講ずること。
- (4) 臨時交付金を充当してもなお生じる地方負担については、特別交付税の総額を確実に増額させた上で、各地方自治体に早期に交付すること。

令和2年4月17日
指 定 都 市 市 長 会